

第八十回国会 商工委員会 議 録 第二十号

昭和五十二年五月十日(火曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 野呂 恭一君  
 理事 中島源太郎君 理事 橋口 隆君  
 理事 武藤 嘉文君 理事 山崎 拓君  
 理事 上坂 昇君 理事 佐野 進君  
 理事 松本 忠助君  
 青木 正久君 鹿野 道彦君  
 粕谷 茂君 島村 宜伸君  
 辻 英雄君 橋本 進君  
 西銘 順治君 萩原 幸雄君  
 林 義郎君 前田治一郎君  
 渡辺 秀央君 加藤 清二君  
 後藤 茂君 武部 文君  
 中村 重光君 渡辺 三郎君  
 長田 武士君 玉城 栄一君  
 西中 清君 宮田 早苗君  
 安田 純治君 大成 正雄君

出席國務大臣

通商産業大臣 田中 龍夫君  
 國務大臣 藤田 正明君  
 (総理府総務長 官)

出席政府委員

内閣審議官 大橋 宗夫君  
 総理府総務副官 村田敬次郎君  
 公正取引委員会委員長 澤田 悌君  
 公正取引委員会事務局長 水口 昭君  
 公正取引委員会事務局長 吉野 秀雄君  
 通商産業政務次官 松永 光君

委員外の出席者

通商産業大臣官 栗原 昭平君  
 房審議官 渡野 滋君  
 通商産業省産業政策局長 藤沼 六郎君  
 商工委員会調査室長

委員の異動

五月九日  
 補欠選任 市川 雄一君  
 補欠選任 玉城 栄一君  
 補欠選任 市川 雄一君  
 補欠選任 玉城 栄一君  
 同日 補欠選任 市川 雄一君  
 同日 補欠選任 玉城 栄一君

四月三十日

特許管理士法の制定に関する請願(荒松清十郎君紹介)(第四〇三二号)  
 同外十九件(羽田孜君紹介)(第四〇三二号)  
 中小企業の事業分野を確保する法律の制定に関する請願(小林政子君紹介)(第四一四二二号)  
 同外二件(山本政弘君紹介)(第四一四三二号)  
 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の改正に関する請願(安藤巖君紹介)(第四一四四号)  
 同(荒木宏君紹介)(第四一四五号)  
 同(浦井洋君紹介)(第四一四六号)  
 同(工藤晃君(共)紹介)(第四一四七号)  
 同(小林政子君紹介)(第四一四八号)  
 同(柴田睦夫君紹介)(第四一四九号)  
 同(額崎博義君紹介)(第四一五〇号)  
 同(瀬長亀次郎君紹介)(第四一五一号)  
 同(津川武一君紹介)(第四一五二号)  
 同(寺前巖君紹介)(第四一五三号)  
 同(東中光雄君紹介)(第四一五四号)

五月一日

中小企業の事業分野の確保に関する法律の制定に関する請願(大野光晴君紹介)(第四二六五号)  
 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の改正に関する請願(田中美智子君紹介)(第四二六六号)  
 同(安田純治君紹介)(第四二六七号)  
 小売商業調整特別措置法の改正実施等に関する請願(田中美智子君紹介)(第四二六九号)  
 中小企業の事業分野を確保する法律の制定に関する請願(安藤巖君紹介)(第四二七〇号)  
 同(荒木宏君紹介)(第四二七一号)  
 同(浦井洋君紹介)(第四二七二号)  
 同(工藤晃君(共)紹介)(第四二七三号)  
 同(小林政子君紹介)(第四二七四号)  
 同(柴田睦夫君紹介)(第四二七五号)  
 同(額崎博義君紹介)(第四二七六号)  
 同(瀬長亀次郎君紹介)(第四二七七号)  
 同(田中美智子君紹介)(第四二七八号)  
 同(津川武一君紹介)(第四二七九号)  
 同(寺前巖君紹介)(第四二八〇号)  
 同(東中光雄君紹介)(第四二八一号)  
 同(不破哲三君紹介)(第四二八二号)  
 同(藤原ひろ子君紹介)(第四二八三号)  
 同(正森成二君紹介)(第四二八四号)  
 同(松本善明君紹介)(第四二八五号)  
 同(三谷秀治君紹介)(第四二八六号)

同月四日

同(安田純治君紹介)(第四二八七号)  
 同(山原健二郎君紹介)(第四二八八号)  
 中小企業の事業分野を確保する法律の制定に関する請願(工藤晃君(共)紹介)(第四四四四号)  
 同(寺前巖君紹介)(第四四四五号)  
 中小企業事業分野確保法の制定に関する請願(和田一郎君紹介)(第四四四六号)  
 同(新井彬之君紹介)(第四四四七号)  
 同(池田克也君紹介)(第四四四八号)  
 同(大久保直彦君紹介)(第四四四九号)  
 同(大野潔君紹介)(第四四五〇号)  
 同(近江巳記夫君紹介)(第四四五一号)  
 同(長田武士君紹介)(第四四五二号)  
 パラオ島のコンピナート建設計画再検討に関する請願(岩垂寿喜男君紹介)(第四四四八号)  
 同月六日  
 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の改正に関する請願(宮地正介君紹介)(第四五七七号)  
 中小企業の事業分野を確保する法律の制定に関する請願(宮地正介君紹介)(第四五七八号)  
 中小企業事業分野確保法の制定に関する請願(浅井美幸君紹介)(第四五七九号)  
 同(池田克也君紹介)(第四五八〇号)  
 同(鎌治清君紹介)(第四五八一号)  
 同(草野威君紹介)(第四五八二号)  
 同(草川昭三君紹介)(第四五八三号)  
 同(飯田忠雄君紹介)(第四六三二号)  
 同(池田克也君紹介)(第四六三三号)  
 同(池田克也君紹介)(第四七〇三号)  
 同(貞沼次郎君紹介)(第四七〇四号)  
 同月九日  
 特許管理士法の制定に関する請願(大平正秀君紹介)(第四七四八号)

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の改正に関する請願(宮地正介君紹介)(第四七四九号)

中小企業の事業分野を確保する法律の制定に関する請願外一件(宮地正介君紹介)(第四七五〇号)

中小企業事業分野確保法の制定に関する請願(池田克也君紹介)(第四七五一号)

同(市川雄一君紹介)(第四八三四号)

同(沖本泰幸君紹介)(第四八三五号)

同(北側義一君紹介)(第四八三六号)

同(池田克也君紹介)(第四八八四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(多賀谷眞稔君外八名提出、衆法第二八号)

○野呂委員長

これより会議を開きます。内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び多賀谷眞稔君外八名提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。西銘順治君。

○西銘委員 国民の政治に対する不信が高まっています。多党化を迎えた時代であり、このたび政府は第三回目的独禁法改正案を国会に提出したわけですが、今国会においてこの成立を是非でも図らなければならないと思っております。また、参議院選挙を迎え、この法案が不成立になった場合、国民の不信は参議院の選挙に大きくはね返ってくると思っております。

そこで、私がまず最初にお伺いしたいことは、法案成立に対する総務長官の心構えをお聞きしたいのであります。

○藤田国務大臣 たびたび総理が各委員会に出て申し上げておるとおりでございます。この独占禁止法の改正につきましては、経済ルールとも言うべき法律でございますから与野党の合意を得てこの国会でぜひとも決着をつけたい、かように総理も申されておりますので、私も同様に考えております。

○西銘委員 通産省の独禁法改正案に対する見解が発表されておりますが、これによりまして、特に構造規制の問題に触れまして、営業自由権を前提とする憲法との関係で問題があると指摘をしておるのであります。すなわち、企業については、五〇%とか七五%とか、そういう一定の市場占有率以下においてのみ収益性あるいは経費の支出などの自由が許されるということになっているわけですが、憲法二十二条との関連において、これに対する政府の見解をただしたいと思っております。

○大橋政府委員 ただいまの通産省の見解とおっしゃいましたのは、恐らく新聞紙上に通産省の見解として伝えられていたことだと思っております。ここで営業権についての考え方が出ておったわけですが、通常は営業の自由と言いますのは憲法二十二条の職業選択の自由のことを指すわけでございますけれども、たとえば価格をどういうふうにつけてもいいとか、あるいは利益をどのくらい享受していいかということについては、憲法二十二条の問題と言いますよりは、憲法二十九条の財産権の問題ではなからうかというふうにごえておるわけでございます。

○西銘委員 そういたしますと、政府といたしましては、第二十二条には抵触しない、問題はないとはっきり言い切るわけですか。

○藤田国務大臣 憲法二十二条の職業選択の自由

も、公共の福祉を優先させていることはその条文の中に書いてございます。ですから、「公共の福祉に反しない限り」ということでございまして、いまおっしゃいましたような分割ということが公共の福祉あるいは公共の利益に反しないというふうな決定のもとに行われることとございまして、憲法を侵害するとか抵触するとかとは思いません。

○西銘委員 憲法で規定されました基本的人権は十一條の規定だけでなく、九十七條におきましても、「侵すことのできない永久の権利」として規定されているわけでありまして、したがって、この基本的人権というものは、自由権というものはあくまでも尊重されなければならないと思っております。

長官はいま、この自由権を制限するのは、公共の福祉のためであるならば憲法違反にはならないだろうということをおっしゃったわけですが、しかし、それを制約するだけの公共の福祉、公共の利益あるいは国民の便益とは何を指しておるのですか。

○藤田国務大臣 憲法の解釈ということになってきますと、これは法制局の方に答えていただいた方が適当かと思うのでございますが、私が仮に答えさせていただきますと、いま申し上げましたような一部営業譲渡あるいは分割ということになるのには、独占的状態と、その中に多くの弊害が——相当期間にわたる著しい価格の上昇があったとか、あるいは著しい利益の享受をいたしてあったとか、いろいろな弊害がそこにあるがゆえに、そういうふうな公共に反することがあるがゆえに営業の一部譲渡なり分割ということがあるわけでありまして、そういう意味をもちまして憲法に反しないであらうということをおっしゃるわけでございます。

○西銘委員 公共の利益、公共の福祉の問題についてはまた後で触れますが、さらに憲法との関連においてお尋ねいたします。

先ほどの答弁にもありましたが、二十九条は財

産権の不可侵について規定されており、さらにその財産権の取用については補償が要求されているわけでありまして、したがって、強制的に企業分割を命ずることはこの憲法の基本的人権、いわゆる財産権に対する重大な制約であると私は考えるのであります。この制約をたとえ正当化するにいたしても、これは恐らく国民の利益あるいは公共の福祉であらうと思っております。が、この重大な制約を加える公共の福祉、便益というものがあつれば、もう一度お尋ねいたしますが、これは一体何であるのか、具体的に示していただきたいと思っております。

○大橋政府委員 営業の一部譲渡の規定は独占禁止法の目的を体現しているわけでございます。独占禁止法の目的でございます。「公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する」ということがこの場合の公共の福祉になっておるわけでございます。

○西銘委員 いまの答弁は、独占禁止法制定の目的、趣旨がそのまま公共の福祉であり公共の利益であるという話でありましたが、それは一応了解するとしていたしまして、その場合、何らの補償なしにこれを行うことができるのかどうか。憲法の規定との関連で一体どうなるのか。せっかく公正にして自由な競争の中にかち取った財産権でありますから、これに対して制約を加えるということは、すなわち憲法で規定された補償がなければならぬと思つて、この補償との関連において政府の見解をお聞きしたのであります。

○大橋政府委員 憲法の二十九条は、第一項で「財産権は、これを侵してはならない。」とし、第二項は「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」となっており、第三項に「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることが出来る。」と書いてございますが、この独禁法改正案の八条の四の独占的状

態の場合の營業一部譲渡等の規定は、憲法二十九条で申しますと第二項に該当する。したがって、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」となつてゐるこの法律が今回の独占的狀態に關する規定であるといふに了解してあります。これを公共のため用いるといふものではございませぬので、そこには補償の問題は起きてこないと、いふに理解しております。

○西銘委員 二十二条、二十九条との関連で公共の福祉といふことが出てきましたけれども、漠然としてわからぬのですが、公共の福祉とは一体何ですか。独占禁止法それ自身が公共の福祉ですか。

○大橋政府委員 公共の福祉といふのは、およそ國の政策は公共の福祉を目的としてゐるわけでございますが、この独占禁止法におきましての公共の福祉と申しますのは、やはり、「公正且つ自由な競争を促進し、」といふところに端的にあらわれてゐると思ひます。

○西銘委員 次に、商法と独占禁止法との關係について、なかならず營業譲渡の問題と関連してお尋ねしたいのであります。

商法二百四十五條は、營業譲渡について株主總會の特別な決議が必要とされてゐるのでございませぬが、まず、お聞きしたいことは、この商法と独占禁止法が法律的に對等であるのかどうか。そういう立場をもしとることになりますと、公取委員會の譲渡命令がありましても、いわゆる株主總會でこれが否決になりますと実効性がなくなるといふことではあります。

これも新聞で見たのであります。法務省の見解としては、この点を中心に企業分割事項の問題点を法面から、これは法律上の問題として指摘してゐるのでございませぬが、独占禁止法は對等であるのか、あるいは独占禁止法が優位にあるのか、まずそれから簡単に答へ願ひたいと思ひます。

○大橋政府委員 独占禁止法は公法でございませぬ。そ

れから商法は私法でございませぬ。公法と私法がどちらが優先するかといふことを一般的に論ずるのはなかなかむづかしいのでございませぬ。特別決議を経なければならぬといふような分野については、これは全く私法の分野でございませぬので、その分野につきましては商法の規定が唯一のものであり、独占禁止法はここに規定を加えておるわけではございませぬので、その限りにおきましては商法が生きてくるといふことは申し上げられると思ひます。

どちらが優先するといふことではなくて、それぞれの分野について独占禁止法が生きてゐる部分もあるし、私法の規定が生きてゐる部分もある、こういうことではあります。

○西銘委員 もちろん独占禁止法は公法でありますので、營業譲渡の命令が出た場合、これは公法上の義務が残るわけではございませぬが、せつかく公取でもって營業の譲渡を命じましても株主總會においで否決になる——もちろん株主總會は会社の独立した一つの機関であつて、独立した人格ではありませぬし、もちろん責任を負ふこともないであります。また、株主も責任を負ふことにはないであります。また、株主も責任を負ふことにはないであります。また、株主も責任を負ふことにはないであります。また、株主も責任を負ふことにはないであります。

○大橋政府委員 これは、その營業の一部譲渡が重要な營業の一部譲渡でありますれば、株主總會の特別決議を経なければ實現しないのは確かでございます。

○西銘委員 そういたしますと、株主總會で否決になれば營業譲渡は實現しないといふことではあります。

○大橋政府委員 株主總會に提案されましますのは、營業の一部譲渡等に関する公正取引委員會の審決を實現するための具体的な提案を取締役がいたすわけではございませぬ。これが否決されれば、その具体的なやり方による營業の一部譲渡といふものは實現いたしません。

ただ、その營業の一部譲渡がどういふ理由で否決されたか、これは審決そのものがかかるわけではございませぬから、その具体的な提案がどういふ理由で否決されたかによりまして、改善して株主總會の特別決議を得るといふ見込みがあれば、それはその手直しをすることによつて實現することもあるわけではあります。

○西銘委員 何遍もお聞きするのですが、そういう審決があつても株主總會で否決されれば實現しないといふことになるのぢやないですか。どういふことですか。

○藤田國務大臣 それは確かに一時的には實現しないといふことにはなりません。しかし、その審決を履行する義務は消滅しないわけではございませぬから、一部營業譲渡といふふうな審決がもしあつた場合には、取締役会としてはその履行のために真摯なる努力を払わなければならぬといふ義務があるわけではあります。

そこに真摯なる努力が払われていないといふことになれば、これはまた別段の処置を講ずるといふことではございませぬ。取締役会としては、一時的にはストップといひますが、そういうふうなことがあるにしても、継続してその努力を払うべきであるといふことではあります。

○西銘委員 そういたしますと、役員は、營業譲渡、企業分割について、株主總會に何遍もこれを提出するといふところまでの責任しかないわけではあります。

そういう熱意の問題ではございませぬ。私には、責任と実効性の問題についてお聞きしてゐるわけではございませぬ。いまの規定からすると、株主總會において同意して企業分割をやるといふ以外に分割はできないぢやないですか。どうですか。

○大橋政府委員 それは、現在の第七條の規定による營業の一部譲渡、第十七條の二の規定による營業の一部譲渡の場合でも同じでございませぬ。

ども、特別決議がなければ營業の一部譲渡は實現しない、これはどういふふうになつてゐるわけではあります。

御指摘のとおりでございませぬが、こういう審決が出たこと自体について、審判手続におけるいろいろな調査のやり方問題があつたといひますれば、なおかつこの審決を維持することが不当であるといふような場合には、公正取引委員會は審決を変更して實現可能なものにしていくという努力は当然するわけではあります。

○西銘委員 そうなりますと、会社、株主總會が同意するのならば營業の一部譲渡、企業分割はできないといふことになるわけではあります。司法救済として東京高等裁判所に提訴することができるとはございませぬが、最終判決において營業の一部を譲渡しない、企業分割をしないといふ場合に株主總會が否決することができまますか。まず、それからお聞きしたいと思ひます。

○大橋政府委員 この場合の判決といひますのは、審決を取り消してくれといふ訴えに対する判決でございませぬ。そして、審決を取り消す理由がないといふ判決が下りますと審決が確定するといふことではございませぬが、それ以上の意味はございませぬので、特別にその審決に重みが増すといふことはなく、単に訴えをしないために確定した審決と同じ効力を持つにとどまるものでございませぬ。

○西銘委員 それでは、これは判決も審決も同じことですね。企業分割、營業の一部譲渡は結局会社がオーケーする以外に実効性がないといふふうには理解してよろしいですか。

○大橋政府委員 非常に特別な場合にさういふことが起こり得るわけではございませぬけれども、一般の場合、これは公取の審決といひましても、性格的には國から行われた命令でございませぬから取締役も最善の努力をいたしますでしようし、株主としてもその趣旨を理解して、当然その株主の権利を侵害しない範圍で妥當な營業一部譲渡の案をつくらせて實現するものといふふうには理解してございませぬ。

すし、それを担保する者としたし、取締役、役員が役に対する刑事責任の追及はもろん限定されているわけでございますけれども、刑事責任がある場合には、そういう追及をすることによって何らかの形で公取の命令というものは担保されているというふうな理解しております。

○西銘委員 それはわかります。取締役、役員が刑法上の罰を受けることも当然であります。しかし、受けたからといって問題の企業分割が実現するわけではございません。何回株主総会に出しても何回も否決になるといふことは審決は無意味である。結局、譲渡規定は初めから抜かざる宝刀といひますか、全然商法との整合性が無い。本日に公正にして自由な競争原理を回復するといふ基本精神に立つのであれば、これは商法改正をしても整合しないといふことでは、規定の意味がないじゃないですか。

これに対する公取委員長の見解をお聞きしたいのであります。  
○澤田政府委員 先ほど来長官並びに審議官からお答え申し上げた趣旨は、私も全くそのとおりだと考へるのでございます。

おっしゃいます御質問の趣旨もまたわかるのでありますけれども、結局は株主総会の決議が得られなければ問題はなかなか解決しない。しかしながら、それによって非常な抑止効果なり社会的な批判なりがいろいろ十分行われるのでありまして、これで十分意味のある規定と考へておる次第でございます。

○西銘委員 政府答弁を聞きますと、結局抜かざる宝刀といふことであくまでも精神的な道徳的な規定になってしまつて、株主総会が同意しないといつまでたつても実現できないというふうな規定になっていて私は理解をいたすのであります。次に、「価格の同調的引上げ」についてお尋ねいたしますが、通産省の発表によりますと、これも新聞で読んだわけでありましてお許しをいただきたいと思つてありますが、これによると二つの点から——同調値上げについては、これはむしろ

公正な自由な競争の結果として結論づけられたものであるから、この引き上げの規定についてはちよつと賛成できないというふうな意味の見解が発表されております。

そこで、まず最初にお聞きしたいのですが、最近の経営また技術革新によりまして、いま大企業供給する材の精度、品質というものはほぼ同様のものである場合が多い、このような場合の価格は、一物一価の原則で同一価格または近似価格にならざるを得ない、そこで、同質の材の場合には、わずかの価格差が各企業の取引先の大きな変動をもたらす危険があるのであつて、むしろ競争の結果として同一価格が形成されることになるのだ、これが通産省の見解でございますが、これに対する公取委員長の御意見を承りたいのであります。

○澤田政府委員 お尋ねの素材につきましての考へ方、あるいは一物一価という経済用語についての考へ方についてはいろいろ議論のあるところでございますが、教科書的に申し上げますと、完全に競争が行われておる市場におきまして、同じ時期に同じ品質の商品に對しまして二つ以上の異なった価格がつけられることは無いといふのが教科書的な一物一価という意味でございます。

これは非常に観念的でございますから、現実の経済界におきましては必ずしもこのようにはいかないのが実態でございます。市場はほとんどの場合に不完全競争状態が見られるのでありまして、同一の素材と見られるものでありましても商品の品質は異なる、供給者間で完全に同質とは言えないと考へられる場合が多いのでございます。したがって、現実問題として、同一の素材について必ずしも常に同一の価格が形成されるとは私どもは考へていない次第でございます。

○西銘委員 最近経営も非常に大規模になりますと経営技術も大分似通つてきておりますし、つくり出す材の性能、品質についても本場にそんなに変わらぬと私は思つておりますが、いま、委員長は、価格面ではそれは違ふのだ、価格の面でも違ふし、性能、品質の面でも違ふといふことを言われてお

るのであります。次に、価格の面で、コスト構造の面から通産省はこういうことを指摘しておるのであります。

つまり、最近各企業とも同質化せざるを得ない要因が強く働くようになった、まず、原材料については、原油、鉄鉱石、石炭などほとんどの原材料価格は国際価格であつて、その上昇が各企業に与える影響もほぼ同一、均一な影響を与えておる、さらに賃金についても、労働組合による春闘などを通じて各社が横並びの状態が実施されるような形で賃上げが決定される、その時期もほとんど同じだ、また、銀行の貸出金利も同調的に変動しておる、したがつて、価格の面から言つても、こういう自由競争の結果として近似の物あるいは同一の価格にならざるを得ない、と、こういう見解を発表しておるのであります。委員長の見解をお聞きしたいのであります。

○澤田政府委員 企業によつて、たとえば原料の購入先あるいは購入量の多寡、合理化の度合いあるいは生産技術、販売組織等いろいろ異なつておる、業種によつて各企業間にさういふ異なつた点が徐々に同質化されておるといふ傾向がある場合ももちろんございます。しかし、一般的に申しまして、やはりそこにはそれぞれの違いがあるといふふうに私どもは實際を観察して考へておる次第でございます。

○西銘委員 そういたしますと、製品の性能、品質の面からしても、価格構造の面からしても、さういふことではないといふことですか。大体の傾向として、日本の経済がさういふように発展してまいりまして、寡占、独占の形態になつて、管理価格制度といふものが日本のさういふ特に寡占企業の中で定着した情勢の中で、さういふような傾向にあるのが当然だと私たちは考へるのであります。もう一度それに対する考へをお聞きしたいのであります。

○澤田政府委員 ただいま申し上げましたように、原料の購入先その他販売に至るまでのいろいろな要素を考へますといふと、それが均一的にな

る場合にさういふ傾向がある場合を完全に否定するわけではございませんけれども、なおまだ個々の企業の間には相当な違いが認められる、さういふふうな考へておる次第でございます。

○西銘委員 ただ、業界で心配いたしておる点を申し上げますと、率直に申し上げますと、この業界からの報告が義務づけられるわけでございますが、さういふ報告を通じて価格に介入してくるのじゃないかといふことが心配されるわけでございます。むしろ公取が価格決定について個別のケースに立ち入つてくることがあるんじゃないかといふことが言われており、心配されておるわけでございますが、これに対する委員長の御見解を承りたいのであります。

○澤田政府委員 独禁法の理念あるいは独禁行政の考へ方は基本的に競争理念でございます。したがつて、市場における競争状態が有効にしかあつて、市場における競争状態が有効にしかあつて、市場に保たれるためのルールを常に考へるべきでございます。したがつて、具体的には価格形成に介入すること、過度にさういふものに介入するといふこと、さういふことは極力注意をして避けておるところでございます。私ども独禁行政の運営については最も注意をいたしておるところでございます。

今回の同調的値上げの報告の徴取につきまして、その運用につきましては、その点は基本的問題として十分考へてまいらるつもりでおるのであります。したがつて、価格介入といふような問題は起こらないといふふうな考へております。

○西銘委員 現行法でも強制調査権が認められておるので、それによつても十分調査ができるのであるからこの報告を求め規定は要らぬのじゃないかといふ見解がござりますが、これに対する政府の考へ方をお聞きしたいのであります。

○藤田国務大臣 御質問の趣旨がちょっとわからなかつたのですが、四十条の規定あるいは四十三條の規定で、四十条で強制調査権があり、四十三條で公表できるということになつておるから、そ



ように、営業の一部譲渡については、実際問題としてなかなかむずかしい面があるかと思ひます。

そこで、公取といたしましても、なるべく無理はしないで、ほかの手段があればできるだけそれらの手段を講ずる、最後の手段としてやむを得ない場合に営業の一部譲渡を命ずる場合もあり得るということ、それで、これは審決によって命ずるわけでございますが、先生がたゞいま仰せのように、われわれとしては実際上はできるだけ同意審決という形に持ってまいりたいと思つております。ただし、法律的には正式審決ということもあり得るわけでございますが、実際問題としては、事柄のむずかしさにかんがみて同意審決という形をとりたいというふうに考えております。

○西銘委員 独禁法上の義務というのがふら下がったままいつまでもこれが実現できないような状態が続く、商法と独禁法は整合しない、こういう状態にいつまでも置いていいのですか。

○澤田政府委員 具体的な問題が起こりました場合に、その問題の処理といたしましては、何らかの方法で競争状態が回復されるという措置がとられれば一番よろしいわけでございます。しかし、営業譲渡以外には方法がないというようになつた場合の問題がいろいろ複雑でございますが、その場合でも、実際の問題の処理としては、いまおっしゃる通りに、未解決にいつまでも宙ぶらりんで問題が残つておるといふのは極力避けて、円満に問題が解決するといふ努力が続けられるべきものと考えております。

○西銘委員 独禁法と中小企業分野調整法との関連において通産大臣にお尋ねしたいのでございませぬ。

私が申し上げるまでもなく、独占禁止法の精神は公正にして自由な競争秩序を回復することでありまして、端的に申し上げまして、競争原理の回復ということが原点であらうかと思つてございませぬ。したがいまして、政府は、一方では独占状態にある企業を分割しなければならぬ、また、中小

企業の多い分野への進出についてはこれを規制しなければならぬという、理論的にはきわめて矛盾した点があると思つてございませぬが、これに対する大臣の見解をお尋ねしたいのでございませぬ。あくまでも大企業と中小企業との調整の原点を自由競争の原点から得られるのか、あくまでも産業保護という観点から得られるのであるか、この矛盾した原理をどう調整されていくのであるか、基本的な考え方をお聞きしたいのでございませぬ。

企業の場合におきましては、やはりそこには根本的に競争原理というものがあつたことによりまして、なお一層健全な発達をいたすものだと、かようにも存じておるのでございませぬ。かような点からいたしまして、競争政策のみによつて律するのには必ずしも妥当ではない場合もございませぬ。これらの事項につきましては、競争原理を基本的には維持しながらも、別途の政策の目的によつてこれを補正することにより国民経済のより健全な発達を確保して、中小企業分野調整法案なるものは独禁法との関係ではこのような性格を持つ法案である、かように私どもは考えておる次第でございます。

○田中国務大臣 独禁法と分野調整法とが相対立する一つの概念ではないかという御意見でございますが、必ずしも私はさようにもとつておりませぬ。企業が活力を備え、そしてまた伸びていきまする場合におきましては、やはりそこには根本的に競争原理というものがあつたことによりまして、なお一層健全な発達をいたすものだと、かようにも存じておるのでございませぬ。かような点からいたしまして、競争政策のみによつて律するのには必ずしも妥当ではない場合もございませぬ。これらの事項につきましては、競争原理を基本的には維持しながらも、別途の政策の目的によつてこれを補正することにより国民経済のより健全な発達を確保して、中小企業分野調整法案なるものは独禁法との関係ではこのような性格を持つ法案である、かように私どもは考えておる次第でございます。

○西銘委員 むしろ、大企業の持つておる技術力と申しますか、販売力、こういったものを投入することによつてより安い良質の商品が消費者に提供されるといふ利点も考えてみました場合、中小企業の分野に大企業をある程度抑制するにいたしまして、線を引かなければならぬ。これは大変苦勞されると思つて、中小企業も大事にしなければならぬと思つて、

なりませぬし、そしてまた消費者の保護ということも同時に考えていかなければならぬ。そういう中で競争原理というものを——これはわが国の自由経済の基本でございますし、独禁法の精神でございますので、あくまでもこれを原点としながら、中心としながらこれを規制していくというたてまえでなければならぬと思つてございませぬ。

○田中国務大臣 私どもは、分野調整法の問題を論じます中におきましても、大企業と中小企業とは本質的に対立し対立する存在であるというふうには決して心得ておりませぬ。

御案内のとおり、かつて中小企業政策といたしましてその系列化を唱へ、あるいはまたこの高度化を唱へました精神から申しまして、今日の大企業といへども根底には膨大な下請を擁して、いまの膨大な複合生産のもとに大企業というものが存立を得ておることから考えましても、分野調整法を論じます中におきましても、対決、対立という理念ではなく、あくまでも協調あるいは調和ということの一つの線を貫きながら、ことに構造的な変化に対応した調整をこの機会にしなければならぬと私は存するのでありまして、独禁法の企業に対します健全な競争理論というものと同時に、また、それを踏まえた中小対大企業との間の分野の調整と、これを両々相まって考えておる次第でございます。

○西銘委員 最後に通産大臣にお聞きして私の質問を終わりたいと思つてございませぬが、この独禁法改正の中で一番問題になっておりますのは企業分割であります。企業の譲渡であります。ただ、これは構造政策としてわが国構造政策の基本にかかわることでございますので、これはむしろ政府が指導して、政府が中心となってやらないければならぬ問題であります。

その点、公取の独占禁止法の運用いかんによつては構造政策全般に大きな影響を与えかねないというように私は評価しているのでございませぬが、この構造政策に対する基本的な考え方をお聞きいたしまして、私の質問を終わります。

○田中国務大臣 御質問の構造政策でございますが、今日の日本が非常に厳しい国際競争のもとに日本経済を維持し、同時に、また、国民経済の中におきましても、物価を正常化し安定いたしてまいります中におきましても、同時に大企業という一つの企業形態の存在意義というものは確かにあるわけでございませぬ。

公取委員会におかれましても政府とは独立の機関ではございませぬけれども、日本経済を守り、日本経済の維持、躍進のためには国家として共通の目的を持つておりますことは信じて疑わないのでありまして、大なるがゆえに悪いという意味のものではない、弊害があればこそこれを矯正するものであるという根本の思想においては全く一致いたしておると存する次第でありまして、政府の御提案申し上げました本法案につきまして一日も速やかに御協賛を賜りますように改めてお願いを申し上げます。

○西銘委員 終わります。

○山崎(拓)委員 萩原幸雄君。

○萩原委員 総務長官に御質問申し上げます。国会法の六十九条に政府委員が規定されております。ちよつと読んでみますと、「内閣は、国会において國務大臣を補佐するため、両議院の議長承認を得て政府委員を任命することができ」となつております。公取の委員長は政府委員でございませぬが、この規定からいいますと、この大臣を補佐されるのでございませぬか。権限行使に当たつては独立性を持つておられるわけでございませぬが、その点をお伺ひいたします。

○藤田国務大臣 総理府の長たる内閣総理大臣を補佐する、かように考えております。

○萩原委員 そうなりますと、所轄下にはあるのですが、それから組織と予算等の経費面での指揮

監督権はございますが、権限行使についての指揮監督権は総理大臣は持つておられません。指揮監督権のない方を補佐するというのはどうも妙なんではないかと、そういうふうにお考えにならなれませんでしょうか。

○藤田内閣大臣 たいま萩原先生がおっしゃいましたように、確かに独占禁止法の二十八条に「独立してその職権を行う。」と規定されており、これはあくまでも職権行使の場合の独立性を規定したものでありまして、その組織としては内閣から完全に独立しておられるという意味ではございませぬので、その点では政府委員として内閣総理大臣を補佐することには無理がないと私は思います。

○萩原委員 次に移りますが、公取委員長に御質問申し上げるのですが、公取の委員会は、独占禁止法の二十八条で、「委員長及び委員は、独立してその職権を行う。」と書いてあります。そういういたしますと、五人いらつしやるわけでございますから、委員長がここで答弁なさったことが委員会では多数にならないということが理論的にはあり得ますが、そういう立場で答弁をお聞きしてよろしゅうございませぬか。

○澤田政府委員 御指摘のように、公正取引委員会は合議制で事を決しております。したがって、国会で私が答弁をいたすような場合も合議制である公正取引委員会を代表しておるといふ、その意識で答弁を申し上げておる次第でございます。いろいろな理論にわたる部分等で私見を申し上げることはございませぬけれども、職権行使にかかわる問題等は当然合議制であるといふ、その意識の上に立って答弁申し上げるわけで、したがって、そこに、その答弁が合議機関の同意を得られないというふうなことになるように事を取り運ぶべきものと考えておる次第でございます。

○萩原委員 独占禁止法の改正問題は、ちょうど二年前の五月八日であったと思いますが、国会に提案されたわけでございます。当時の改正案のつくられました背景は、狂乱物価であり、石油

ショックであり、企業に対する国民の大きな不信というものを背景にいたしておりました。しかし、そうではないんだ、経済の全体の高い視野から考えたんだという三木総理の御答弁がございませぬけれども、実際はそういう背景があったことは否定できぬと私は思います。しかし、この背景がこの二年の間にすっかり変わっておるわけでございます。減速経済になりまして、価格も狂乱というほどの上昇はないわけでございます。企業不信も当時とは比べものにならないと思います。ところが、今度提出されました案は、当時の二年前の案をベースに置いてつくられております。総務長官は提案理由を説明されたとき、「今後このわが国経済の一層の発展を図るためには、情勢の変化に適応し、国民の理解の得られるルールを確立して、公正かつ自由な競争を促進し、自由経済に新しい活力を与えることが必要となつたのであります。」とおっしゃっておられますが、この情勢の変化というのはいかほどに認識をなさっておられるのか、伺いたいと思つておる。

○藤田内閣大臣 萩原先生はすでに十分御承知のことでございますが、独禁法は昭和二十八年から改正をされておられません。昭和二十八年から昭和五十二年に至るまでの約二十四年の間に、日本を取り巻く世界の経済情勢及び日本の国内の経済情勢も大いに変わつてきておることはもう御承知のことだと思つておる。特に、昭和四十年代の後半に至りまして、日本の高度経済成長といふものがいわば上り詰めてきたという状態に來たときにドルショックがあり、原油のショックがあり、資源有限といふ時代に突入していったわけでございます。

いまおっしゃいましたように、確かにその後には物価狂乱といふふうなことが起こつたわけでございます。私に、独占禁止法といふふうな経済ルールを確立するといふことは、一時的な好景気、不景気あるは一時的な政治情勢に連なるといふ、やはり、日本の経済の過去から現在までのあり方を反省し、そして将来にわたつての洞察の

とにこのルールを確立すべきであらうと思つておる。そういったしますと、安定、減速の経済成長下におきまして寡占化が進むのか進まないのかといふことがございませぬが、やはり、これは一部業界では進んでいくといふことも考えられます。また、間違ったことといふこともなつていこうと思つておる。こういうときに国民から理解せられるような経済のルールが必要であり、そして、また、貿易立国と言われます日本でございますが、今後の経済の発展のためにも活発な自由な競争が行われるといふことが必要であらうと思つておる。そういう意味合いにおいて今回提案をしたわけでございます。安定、減速の経済成長下においても活発、自由、公正な競争が行われ、そういう経済ルールが敷かれることが自由経済をより長もちさせるし、活発させるものである、かように考えて提案をした次第でございます。

○萩原委員 今度の改正はほとんど全部が寡占対策と云つていい内容であると思つておる。さて、独占的状態に対する措置と同調値上げに対する報告の徴取が入つてきたわけでございますが、これは一条の目的のどこに該当するのでございませぬか。

○大橋政府委員 一条の目的の書き方はいろいろございませぬけれども、その前段の方のどこにこのことだと思つておる。前段といたしましては、「事業支配力の過度の集中を防止して」といふことの中に、独占的状態が起つた場合の弊害を防止するような手段あるは寡占産業におきまして同調的な価格引き上げについて、やはり国民の理解を得るような価格形成を期待するといふものも含まれておる、こういうふうな理解をしておる。

○萩原委員 「事業支配力の過度の集中を防止して」といふのは、この法律ができましたときに持ち株会社の規制であるといふ説明がなされておるようでございます。したがって、今度の場合、いまの両改正ともこれで読むのはいささか無理があ

るのではないかと気がいたします。一つは事業の集中の分散であり、一つは報告をとるといふことでございます。ここではやはり該当しないのじゃないかといふ気がするのでございませぬが、これは多くの誤りでございませぬか。

○大橋政府委員 独占禁止法ができましたときには、不当な事業格差の排除というふうな企業分割の規定も入つていたわけでございます。それも含めまして事業支配力の過度の集中を防止するといふことが入つていたわけだと思つておる。それから、設定当初の目的の具体的な内容はともかくといたしまして、そのときの内容と現在の段階におきまして具体的な規定がどういふふうになるかといふことは、一条の文言は同じでございます。でも、やはり、経済情勢の変化に応じて次第に変化していくもの、変化していつていけるべきものと考えておるわけでございます。

○萩原委員 さて、この寡占対策でございますが、これには過去からのいきさつ、現在の国際経済下における問題等がいろいろ重なる寡占企業と言われるものが出てきておる、ある意味では自然の流れで出てきておると思つておる。したがって、これに対する対策を独占禁止のめがねでやつていくといふことになりませぬ、いま申し上げました寡占産業の過去の歴史、現在の状態等を十分分析し、しかも国民経済上みんものコンセンサスがあるといふことではなければならぬと思つておる。つまり、寡占即悪であるといふ考え方を持つてはいけなないと思つておる。いま申し上げたような分析を十分になさり、そしてお出しになつたのか。

それから、実際問題として、企業側が非常に不安感を持つておる。被害妄想だといふ議論が先日ございましたが、本当に不安感を持つておることには間違いございません。私が接触した範囲では皆そうでございます。そうすると、いま申し上げる国民のコンセンサスが得られたかどうかといふ点にも重大な疑問があるのでございませぬ。この二点についてはいかがお考えでございますか。

しょうか。

○藤田国務大臣 寡占そのものについて、頭からの悪いという断定的な考え方は持っておりません。

おっしゃいましたように、公正な競争と努力によってそういう状況になってきて、国民に対して安いいい品物を供給している企業が特定の分野において五〇%以上になったとしたとしても、それを非難する理由は見当たらないわけではございません。ただ、寡占であるがゆえに悪いことをする力もあるわけではございますから、独占状態というところは、禁止法に書いてありますような弊害を全部含んできた場合には、これは国民経済上不利を招くということでありまして、その構造規制、一部営業譲渡ということを考えるわけではございませんから、寡占そのものを悪いとか、大きいものが悪いのだという考え方はございません。

それから、もう一つ、国民のコンセンサスを得ているかどうかということではございますが、確かに一部の寡占産業においては不安を持たれているかと思えますけれども、これはこの法案の精神をよく御理解願えれば、そういうふうな不安は過度のものであるというふうに思います。

また、一般の国民の方々には独占禁止法というものとはなかなかわかりづらい法律ではあるかと思えますが、これは決して歓迎されないものではない、自由競争を活発にして、そして国民、公共に利するものである、そういう法律だからこれは国民に歓迎される法律である、このように私は考えております。

○萩原委員 寡占産業が少数のみで独占的利潤を長期的に追求し、あるいは技術開発をサポートというところであれば、これはまさに対策が要るわけではございません。

しかし、一面、寡占なるがゆえにメリットもございませぬ。スケールメリットもありませぬし、それから研究開発に十分経費は回せる。こういう寡占産業のメリットというものをやはり十分腹に入られて運用されなければいかぬのじゃないかと私

は思っておりますが、その場合に、国民によくわかる競争ルールの確立や、そのほかに競争条件の適正化や環境条件の適正化というものが産業政策として相伴っておらなければならぬと思うのでございませぬが、この後の方につきましまして通産大臣はどのようにお考えでございませぬか。

〔山崎（拓）委員長代理退席、中島（源）委員長代理着席〕

○田中国務大臣 たいま御指摘のような御意見につきましまして、私どもいろいろと検討をいたしました。ことに、寡占関係が物価に与えまする関係を調査いたしましたも、必ずしも寡占なるがゆえに物価が上がるということもございませぬ。また、国際競争力の点におきましますわが国経済を守るといふ点から申しましても、これまた国家経済の上において非常に重要な存在でございませぬ。かようなこともございまして、政府部内におきましては、先生も御承知のようにいろいろと検討をし、主張すべきことを主張し、また、論議を尽くしまして、御案内のとおり最終的な政府案として決定いたしました次第でございまして、本案は、今日の時局におきまして、あるいは大企業に対する一つの衝動ともなり、あるいはまた日本経済の堅実な中小企業の育成ともなり、健全な競争力の培養のためにこそ最も必要であるという、かような見解のもとに私どもは御提案を申し上げておるような次第でございませぬ。よろしくお願いをいたします。

○萩原委員 総務長官から先ほど国民に理解できる競争ルールというお言葉がございましたが、ところで、この構造規制の場合の基準でございませぬが、どう考えてもこの法律のままで国民の理解が得られるかどうか、とにかくわからないわけではございませぬ。どういふふうな運用をされるのかわからない。企業は、こういう取り締まりを受けるとか、あるいは営業譲渡等の大変な問題が起ることとか、あるいは営業譲渡等の大変な問題が起ることとか、面わからぬわけではございませぬ。それは「著しい」といふ言葉が使われておったりいたしてございませぬ、非常

に不明確でございませぬ。それから、先ほど私が公取委員長に合議制に関する質問をいたしました。委員長なり委員なりがおわかりになるとこの「著しい」などという表現の運用が変わってくる可能性もございませぬ。そういう意味で、ここに挙げられましたルールが明確であると思っております。○澤田政府委員 御質問の点は、まず第一に「独占的状態」とは何かというところについての判断の問題であらうかと存じますが、御存じのように、一定の事業分野において競争が抑圧されている状態とは一体何かということでありませぬが、法律には御承知のように出荷額あるいは市場占拠率とか、新規参入がないとか、あるいは価格の下方硬直性とか、過大な利益率あるいは販売費というようなことが掲げられておるわけでありませぬ、こうした各要件について判断をして一定の事業分野における競争の抑圧された状態というのを指摘いたしますことにはなるわけでありませぬが、まず、その場合、「一定の事業分野」とは何だということがまず問題になります。

それで、この委員会前に御要求がありましたので、公取委員会でつくりました事務局試案を明らかにいたしましたのでありますが、これはあくまで事務局の試案でございませぬ、二年以上前の資料に基づいてつくったものでございませぬが、法案が通過いたしますれば各方面の御意見もいろいろ聞いて、この「一定の事業分野」とは何かということとをまず明らかにして一つの基準といたしたいと考えておるわけでありませぬ。

それから、もう一つは、先ほど挙げました後の方の要件、いわゆる弊害要件のものにつきましましては、それぞれ具体的な問題について判断せざるを得ない問題ではなからうかと思っております。しかし、これについても判断の仕方というふうなものを今後慎重に検討してまいりたいと思っております。そういうことで、一体どういふ場合にどういふことがされるのかということについてできるだけ

基準を明らかにして、無用の不安がないように、あるいは混乱が起らないようにしてまいりたいと同時に、この運用に当たりましたはざっくりばらんな御相談というふうなことも必要であらうかと思っております。そういうことにつきまして、重大な問題でございませぬから、法の運用につきましては十分留意してまいりたいと思っております。○萩原委員 事業分野と関連いたしました「同種の商品」というの資料が提出されておるわけではございませぬが、これを見ますと、一応該当するのじゃないかというものが四ページに九業種ございませぬ。それから五ページから大規模なそれに近いというふうな「事業分野」が書いてございませぬ。ところが、この大規模な事業分野の方は「一定の商品」が詳細に挙げておるわけではございませぬが、四ページ、九業種はそうではないわけではございませぬが、なぜこれは表が統一できなかったの

○水口政府委員 お答えいたします。まず、別表第二の方でございませぬが、これは法律の規定に即しまして、まず「同種の商品」というのを持ってまいりました。それから法律に括弧書きで「当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む」と書いてございませぬ。それで、そこに掲げてある商品とは何かということをごに示したわけではございませぬ。それで、その二つ、「同種の商品」といふのは括弧書きの商品、これを合わせたものが法律では「一定の商品」ということになるわけではございませぬ。それで、さらに、五百億円とか、そういう金額を計算する場合には、そのほかに類似の商品も加えて計算するということになってございませぬので、別表二の方では「類似の商品」を一番右の欄に掲げたわけではございませぬ。そこで、別表第一の方でございませぬが、これが別表第二に比べて少し簡単ではないかということだと思っておりますが、この別表一の方には、ただいま

申しましたような類似の商品がわれわれ事務局の試案ではないというふうに考えておりますので、したがって表が簡単になったということでございます。

○萩原委員 そうすると、どこかにこの「一定の商品」というのはあるわけですか。入っているわけですか。

○水口政府委員 たとえばこの別表一の五をごらんいただきますと、「事業分野」では「板ガラス製造業」というふうになっております。それで「品目名」の方は「普通板ガラス」を初め五つばかりのガラスが書いてございますが、これが互いにこの括弧に書いてありますような商品に該当する。したがって、この五つのガラスを合わせまして「一定の事業分野」ということになるというのがわれわれ事務局の考え方でございます。

○萩原委員 つまり、ブリキならブリキだけだということなんでございますか。

そういたしますと、個々に疑問を申し上げますと、バッテリーとマーガリンは一緒になっておりますが、時計はなぜこういうふうに「腕時計」と「その他の時計」と分けなければいけぬのですか。この「一定の商品」の中の「その他の時計」には腕時計は入っているのではありませんか。

○水口政府委員 時計につきましては、われわれ事務局の試案では、まず「腕時計」というのが別表一に掲げてございます。したがって、これが一つの事業分野です。それから別表二の方では、一番最後の十九のところでございますが、「置時計類製造業」ということで、「置時計」のほか「掛時計」であるとか「電気時計」であるとか、こういったものを含めまして一つの事業分野にいたしております。

それで、これにつきましてはいろいろ考え方があろうと思いますが、われわれ事務局といたしましては、「腕時計」というのはウォッチでありまして、「その他の時計」がクロックといたしまして、「その他の時計」がクロックとは、まず用い方も異なっております。身につけるものとそうで

ないものというふうに分かれると思えますし、また、精度も異なると思えます。したがって、そういったウォッチとクロックをつくる場合には、それぞれ事業活動の施設であるとか態様であるとかいったものに大きな差異があるように思えますので、一つにしてしまうことはいかがであらうかというふうに考えたわけでございます。したがって二つの系統に分類をしたということでございます。

○萩原委員 細かいことを聞きまして申しわけないのですが、六ページに「トラクター」がございしますが、農業用と建設用とを一緒になさっております。これはメーカーも違うし、販売先も全然違うし、これはどういうわけで「一定の商品」になるのでございますか。メーカーは現在違っております。

○水口政府委員 結局は法律の読み方になるわけでございますが、先ほど御説明いたしましたように、「同種の商品」のほかに、「当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品」というのは、これは農業用装輪式のトラクターを基準にいたしますと、その括弧の中の商品に該当するものが何があるだろうかということいろいろ検討したわけでございますが、現在の試案の段階では装輪式のトラクターはこれに含まれるのじゃないかというのがわれわれの考え方でございます。

なお、こういった点につきましては先ほど委員長長からも申し上げましたが、これはあくまで事務局の試案でございます。この法律が通りましたら、これは正式のガイドライン的なものをつくるというところで、その際には関係者の御意見等もよく聞いてもう一度正確なものにしたいというふうに考えております。

○萩原委員 私の率直な感想を申し上げますと、専門家ではございませんので、これは間違いがあるかもしれませんが、別表一は非常に事業分野を狭く考えておられる、別表二は逆に広いように広

いように考えておられる、そういう感じがしてしようがないのです。

トラクターも、いま申し上げましたように現在ではメーカーが違っておるはずでございます。そうすると潜在能力を考えたということになるわけでございます。また、チーズはマーガリンまで入ってまいります。これもバター、チーズ類とマーガリンとは機能及び効用が著しく類似しておると言えるのだから。片や、紅茶とコーヒーは味が違うから類似しておると言えない。こういう例示がございしますが、そうしますと、いまの農業用のトラクターと建設用のトラクターなどはこれを分けて、むしろ農業用のトラクターには耕うん機みたいなのが類似しております。それから建設用のトラクターですとパワーショベルなんかがあるわけでございます。そういうふうに考えていられる方が正しいのじゃないかと思えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○水口政府委員 ただいまバターとマーガリンの話が出ましたが、私もこういう商品学の方は素人でございますけれども、バターとマーガリンというのは、われわれ素人が使用しても非常に味も似ておる。ところが、コーヒーと紅茶は必ずしもそうではないというふうなこともありまして現在こういういたしておるわけでございます。

しかし、さっきも申しましたように、同種の商品とか類似の商品とか申ししても、かなり言葉が抽象的でございますし、いろいろな見方が出てきようかと思えます。そこで、われわれも最後までもこれが公正取引委員会の案だということを固執するつもりはございません。

繰り返しになりますが、法律が通りましたら、これは関係者の御意見もよく聞いて、これをたたき合にして正確なものをつくりたい、こういうことを考えておるといことを申し上げておきたいと思

○萩原委員 「独占的地位」についてでございますが、いまも抽象的だという御答弁でございます。したが、この要件は、新規参入の困難性、価格の硬

直性、それからもうけ過ぎ、価格の引き下げをやらない、こういうふうなことが出ておるわけでございます。おおよそ価格というものは需要、供給で決まるはずでございます。供給者側の要件だけ見ておられますと、需要者側については要件は一切触れられておらぬわけでございます。極端な例を申し上げますと、鉄の場合、自動車と造船が話し合いがつかなければ、鉄の問題として値上げはできぬわけでございます。そういうふうな需要者が価格形成に非常に力を持つておる場合もありません。

それから、新規参入の場合におきましても、輸入の可能性があれば実質的には参入があったと考えてもよいのではないかと気がいたします。また、新規参入の場合の製造販売に、免許制になっておるものがございます。ビール、ウイスキーでございます。また、ビールも輸入品目には各社ごとになっておるようでございます。そういう場合に、この新規参入の困難性というのはどう判断なさるのでございましょうか、委員長にお伺いいたします。

○澤田政府委員 具体的な問題につきましては、御指摘のように、輸入の問題とかいろいろその他の要件がある場合があると思えます。また、需要者についての御指摘もございします。それで、独占的地位の定義に該当すれば、通常はそういう場合には有効な競争が行われていない場合が多いと考

えられますけれども、御指摘のようないろんな場合があると思えます。それで、形式的に定義規定に該当しておりましたも、実際上は真に有効な競争が行われておるといふふうに認められます場合にはその実情は当然考慮されなければならぬというふうに考えますし、それからほかの御指摘のような要件がありま

した場合にはそれがまた考慮されなければならぬというふうに考えますけれども、その場合の基準はどうかというふうなことはいまなかなか申し上げにくいと存するわけでございます。○萩原委員 三号の要件でございますが、価格、

利潤について規定しておるところですが、「供給に要する費用」というのは何でござらんになるのでございませうか。

○水口政府委員 お答えいたします。

これは有価証券報告書その他いろいろな経済統計に関する資料がございませうが、そういったものを利用したいというふうな考えでございませうか。

○萩原委員 公取の澤田委員長は、先般、当面該当する企業はないというお話でございませうが、そうしますと、緊急の必要性はないということになるのではございませうか。

○澤田政府委員 この法律改正の必要性につきましては、先ほど総務長官からも申し上げた点でございませうが、長期的観点に立つてこういう事項が必要であるという考え方でございませう。したがって、御指摘のように、先ほど申し上げましたような九業種というふうなものが言われておりますけれども、それがあらゆる条件を満たして直ちに独占の状態に該当しているということではございませう。

しかしながら、寡占状態というのが弊害を起しやすという観点から、長期的な観点に立ちましてこういう規定が必要であるというふうに理解をいたしておるわけでございます。

○萩原委員 また、委員長は、公表されておる資料を中心に考えていくのだということを言われましたが、ところが、プリキですが、これは公表した資料で費用が出てまいりますか。

○水口政府委員 お答えいたします。

プリキにつきましては、プリキを主として製造しておる会社もあるようでございますが、たとえば新日鉄のような場合にはその一部門にすぎないというところでございませう。実際の計算上はいろいろむずかしい面もあるかと思ひますが、場合によっては、そのいろいろな特殊事情を織り込みながら案分計算等の方法も採用するといったようなことをせざるを得ないのではないかと申すに考えております。

○萩原委員 そういたしますと、はっきりと費用

がつかめないものは仮定の原則を使って仮定の費用をはじき出すということでございますか。

○水口政府委員 最近は大きな会社でも、それぞ事業部門別に分けましてその成績等を見ておるような傾向があるようでございますが、場合に

よっては、そのどの部門に属するか必ずしもはっきりしないという面も残ると思ひます。したがって、さつき申しましたように、そういうふうな場合には案分計算といったようなこともせざるを得ない場合があるのではないかと申すので、われわれの方でいたしましては、こういう規定を運用するに当たりましてはなるべく慎重に

すか、間違いないようにいたしたいと思ひますので、そういったややあまいまの残る場合にはより慎重にやりたいというふうに考えております。

○萩原委員 品目によりまして、二社だけでしか生産していないとか、三社だけしか生産していないというふうなものが多いかと思ひます。

○水口政府委員 二社だけと申しますと、ちょっと具体的なものが思ひつきませんが、二社でございませうが、その一部譲渡は、それは必ずしもそのもう一社の方に譲渡をするということにはならないと思ひますので、具体的な方法はあり得ようかというふうに考えております。

○萩原委員 とところで、この営業譲渡命令が出ま

して、それに従った場合、かなりの含み利益が顕現化してまいりますので、法人税との関係が課税になるという場合が予想されますが、税法との整合性はいかになっておりますか、総理府にお伺いいたします。

○大橋政府委員 仮に営業の一部譲渡というものが選択された場合に、税法との関係は御指摘のようにございませう。営業の一部譲渡が資産の譲渡という形で行われます場合には、税法上は、そ

れに伴って生じます資産の譲渡益がございませうと、現在の独占禁止法の七条の規定あるいは十七条の規定と同様法人税が課されることになりませう。

また、営業の一部譲渡命令を受けた会社が営業の一部を現物出資という形で新会社を設立して、そしてその株式を取得する場合等におきましては、現在の税法におきましても、圧縮配帳により譲渡益が生じないというふうな規定はございませう。しかし、競争関係にあります新会社の株式を

そのまま所有している場合には競争が回復したということは言いがたいわけでございますから、その株式を処分した時点ではやはり譲渡益、したがって課税関係が生ずるということに現在の規定ではなっております。

これらの場合の取り扱いにつきましては、今後大蔵省とも協議して検討することといたしたいというふうに存じておる次第でございます。

○萩原委員 役員、サービスも対象になっておりますが、この場合の営業譲渡は当然人の分割になるわけでございます。そうするとなかなか容易なことではないと思ひますが、どのようにお考えでございませうか。

○大橋政府委員 これは工場の場合でも、工場の従業員というふうな関係、人の関係というのは確かに非常にむずかしい問題があると思ひます。したがって、役員を提供している会社の営業の一部譲渡というふうな場合には、その役員の性質から適切な人員の配置というものを審判手続の中で考慮していかなければならないという規定になつておるわけでございます。そういうための努力が行われるものというふうに考えております。

○萩原委員 「価格の同調的引上げ」の報告の徴取についてでございますが、経済の自然の流れとして、特に素材産業の場合価格が同調的にならざるを得ない、そういう経済環境になつておるんじゃないかと思ひます。これも先ほど

西銘委員も質問しておられましたが、株主総会との関係もございませうが、特にコストを考へます場合、原材料、賃金、金利が大体同水準で変動いたします。そういう場合にすぐ同調引き上げで、価格介入とまでは言わぬにしても、とにかく価格の分析をなさり、それを国会に報告をされるということになつておるわけでございます。経済の自然の流れを拒絶するということがよいことかどうかと思ひます。

それから、先ほど申し上げましたが、鋼材とか板ガラスとかというのは元来が需要者が非常に強うございまして、需要者と価格交渉が行われるという実態にございませう。そうなりますとまさしく同調的にならざるを得ぬわけでございます。そういうことでございませうので、この同調的引き上げの報告の徴取は本当にどう理由でなされるのか、基本的な問題があると思ひます。

○藤田國務大臣 同調的引上げに關しましては、価格の形成がその報告をすることによって一般国民の方々によく理解し納得をしていただけたら一つの利点がございませう。

ただいま萩原先生がおっしゃいました素材メーカーの件につきましては、そういうふうな原材料その他輸送コストとか、春闘による賃金の値上げだとか、いろいろ同一条件があることもよくわかりますが、しかし、それによりまして一物一価とはこれはもう限らないと思ひます。ですが、客観的に明白にその値上げの理由が明らかかな場合には、これは何も報告を徴取するということをするわけではないと思ひます。一概に全部何もかも同調的値上げとして報告を徴取する、三カ月以内

に近似的に価格を上げた場合には同調的値上げとして報告を求めるということではないと思ひます。

それから、ユーザの点でございませうが、これはおっしゃるとおりでございませう。自動車等のユーザが非常に強い場合もございませうから、これなんかによって価格が決まってくるということもあり得るわけでございますから、そういうこと

について一々報告を求めるということではないと思ひます。

○萩原委員 いずれにいたしましても、その価格の値上げの理由の報告を求めて、これが公表されるということになりますと、運用いかにによりますと輸入、輸出に甚大な影響を与え、それから結果として国益に反するということが起り得ると思ひますのでございます。したがって、この改正案が施行されるとなると、そういう点は公取の方では十分に慎重に扱っていただきたいと思ひますのでございますが、いかがでございますか。

○澤田政府委員 この趣旨につきましては、ただいまの総務長官のお答えのとおりでございますが、その運用につきましては、御懸念もまたございもな点でございます。私どもは慎重な運営をいたしたいと思ひます。私どもは慎重な運営をいたしたいと思ひます。私どもは慎重な運営をいたしたいと思ひます。

○萩原委員 何にいたしましても、私は二年前本会議で質問をいたしましたときにいろいろの人から敵し過ぎるといって怒られたのですが、そのとき、良薬も用い方次第で毒薬になりますよという趣旨の表現をしたことがあるのですが、この独占禁止法の運用はどうか冷静に慎重にやっていたいただきたいと思ひます。

これで質問を終わります。

○中島(源)委員長代理 辻英雄君。

○辻委員 ただいま審議中の独占禁止法につきまして若干の御質問をいたしたいと思ひますが、ただいま同僚の萩原委員からもいろいろのお話がありました。また、それ以前にもいろいろ御質問がございました。重複する点があるかと思ひますが、その点は御容赦をいただきたいと思ひます。

初めにお尋ねしたいと思ひますのは、この独占禁止法の改正が取り上げられました趣旨につきましては、総務長官からお話のございました提案理由説明にも一応書いてございますけれども、そういう理論上たてまえは、なぜ昨年、本年と独占禁止法の改正ということが世論から強く要望されるに至ったかということ、その点についてどのようにお考えでありますか、総務長官にお尋ね

をいたしたいと思ひます。

○藤田国務大臣 ただいまのお尋ねはなぜ世論から要望が強くあつたかということでございますが、私はその世論なるものについて若干の疑義を持つておりまして、何か、独占法が成立すれば物価に直接響いて安くなるというふうな一つの世論があるのではないかと思ひます。独占法というものはあくまでも公正な経済ルールをつくり、自由経済の促進を図ることでございまして、物価の抑制策ではないのであります。長年の間には物価に影響することは確かでありましたけれども、しかし、改正強化されたものが成立したからといってすぐ物価に影響を与えるものではない。そういうふうな世論は、一部ではございもな点でございます。私どもは慎重な運営をいたしたいと思ひます。

なぜ独占法をこの際提出するのかという御質問もその中に含まれておるかと思ひます。けれども、先ほど来申し上げましたように、昭和二十八年からこの方、独占法の改正はなされておりました。この二十四年の間に世界の経済体制も大きく動いておりましたし、もちろん日本の経済の体質も変わってきておりました。このような経済ルールの確立というものにつきましては、時の景気不景気というふうなものに煩わされず、また、時の政治的な影響も受けず、日本の新しい情勢に対応した経済ルールがつくられるべきであると思ひます。

たまたま昭和四十八年の暮れの石油ショック以来資源有限という時代に突入をいたしました。高度経済成長から低速、減速経済成長に移らざるを得ないという、こういう大きな変換が好むと好まざるに限らず日本の経済に及んできたわけでございます。それに見合った中において新しい経済ルールがここに敷かれることは大きな意義があり、それによって自由主義経済が守られ、促進していくというふうな理解をするものでございもな点でございます。

○辻委員 ただいまの総務長官の御答弁は基本的には私も承りました。ただ、一つに

は、石油ショックの当時におきましての大企業のいろいろな行動というものが非常に国民一般の非難を招いた事実があることは否定できないわけでありませぬ。

例を申し上げるまでもないと思ひますが、OPEC諸国の原油の値上がりを受けまして、当時どなたか業者の相互の中に同調的な意思があつたかどうかは別として、国民から見ますと、灯油その他の不当な値上げが一斉に行われたという事実があつたと思ひます。これに對しましては、むしろ必ずしも独占法の問題は、当時のオイルショック等に対処するために石油需給適正化法とか、あるいは一般的に言つて国民生活安定緊急措置法というふうなことで適正な措置がとられたと思ひます。その背景には、個々の現象だけではなくて商社の行動等もあつたけれども、ある程度独占的な支配力を持つような企業が勝手な価格コントロールをやつたのではないかと、そういうようなことが底流にありまして、国民の経済体制に対する若干の不信心というものがあつたことは否定できないのじやなからうかと私は思ふわけでございます。

その以前の段階の高度成長時点におきまして、当時いわれる所得政策等が問題になりました。物価政策の面から、あるいは賃金政策の面から非常に問題が出たわけでありませぬ。その当時、大企業の労働生産性が設備投資その他企業の努力によって非常に上がった割には大企業性製品の価格の下がり方が小さい、あるいは上り方が大きいと申しますか、そういうふうなことが非常に論議的になりまして、政府の方でも、当時は大企業性製品の生産性向上の成果の一部は価格引き下げに回さるべきであるというのを非常に強調された段階があつたと思ひます。当時の若干の資料もあつたと思いますが、細かい議論は別として、そのような過去の現象に對しまして、これは通産省の方の御所管かと思ひますが、どのようにお考えになりますか、お答えいただきたいと思ひます。

○濃野政府委員 私もここに労働生産性及び価格に関する過去の細かいデータを持っておりませぬので、数字についての御説明ができないのはまことに恐縮でございますが、いま御指摘の点でございますが、確かに、いわゆる高度成長期は労働生産性の上昇が大変率の高いものでございもな点でございます。これは一方から申しますと、いわゆる分配問題でございます。それから日本の上昇も非常に問題でございます。それから、銀行から金を借りて、これで設備をふやし動かすという、こういう生産体制といふんですか、企業運営方式をとつておられますので、こういう分配の一部はそちらにもいくとか、いろいろ問題はございもな点でございます。

その結果といたしまして価格がどうであつたかということもございもな点でございます。御売物価で見ますと、この高度成長期を通じて、いわゆる工業製品の価格は諸外国との比較におきましても大変安定した、しかも上昇率の非常に低いものであつたかと思ひます。私どもは考えておりました。ただ、おっしゃいますとおり、高度成長期の中におきまして、消費者物価の面、工業製品等につきましても、主として流通問題を中心とした問題だつたかと思ひますが、そういう生産性の上昇を価格に反映すべきだという声もあつたことも私は記憶をしております。

以上のようにお答え申し上げたいと思ひます。

○辻委員 基本的には、お話のように、高度成長段階で、三十八、九年から四十年代の初めまでは、消費者物価の上昇が大きかつたけれども御売物価がほとんど上がらなかつたというところは、私もそのような事実であつたと記憶いたしております。ただ、大企業性製品の生産性の数値なり、お話のような海外価格との均衡という問題もあつたと思ひます。あるいは金融費用という問題もあつたと思ひます。あるいは労賃という問題もあつたと思ひます。ただ、労働集約的産業でない資本集約的な生産性の高い分野でもう少し価格が下がるはずであつたので、下がらなかつたのはいま申し上げたような事情もある

けれども、そこに何がしか大企業相互の間に価格支配的な行為があったのではないかというように遺憾が当時もなされたこともあったかと思えます。

私が申し上げたいのは、基本的な独禁法の改正の趣旨というのは、たゞい総務長官からもお話を確認することが必要であることはそのとおりだと思ひますし、かつてそういう疑いを受けたようなことがいろいろな法律によって措置されましたけれども、何と云つても市場支配力のある企業の姿勢というものが、この法律の改正によって今後そういう疑惑を受けるようなことはもうないんだと——ないというのはい過ぎでございますが、ないような体制に持つていけるんだというふうな、この法律改正で十分であるかどうかということをお考えを伺いたいと思つてでございます。

○藤田國務大臣 物価狂乱のときの、あの異常事態の中におきますところの大企業において、一部買い占めとか売り惜しみとかいう事態があったことは事実であると思ひます。この際、この独占禁止法がその売り惜しみ、買い占めと直接に関連する法律ではないわけでございますから、これはあくまでも先ほど来申し上げましたような経済ルールでございます。しかし、この経済ルールを確立することによって大企業の行儀を正しくしていくというところはございますので、間接的な効果はこれあるものと思ひます。

○辻委員 たいだいま過去の細かい事実を論議する余裕もないと思ひますが、基本的には私も総務長官のお話に同意するものでございますけれども、大企業のそういう姿勢が正されない姿がもしあるとすれば、いまお話し石油ショックなりあるいは過剰流動性の高度成長の中でそういうことが起こり得ると同じように、低成長における非常な厳しい経済情勢の中で同じようなことがまた起こり得るから今回の改正をするんだというふうな御趣旨であるというふうな了解をいたす次第でございます。

そこで、一つ具体的な問題についてお尋ねをいたしたいのですが、これにつきましては先ほど萩原議員からもお話がございましたが、今回の八条の四のいわゆる「独占的地位」というものについて若干御質問をしたいと思います。

先ほど来萩原議員も指摘されておりましたように、設備投資であるとか、技術革新であるとか、そういう新しい企業の努力によりまして特定の企業が大きなシェアを占めるということが起こるわけでもありませんから、市場占有率が高まること悪であるとは私ども言えないし、あるいは反面において妙な抑制をすることがかえつて企業の意欲を減退せしめるということは事実であるかと思ひますから非常にデリケートな問題であるかと思ひます。

そこで、その場合に、その企業の意図にかかわらず八条に規定されておりますような「独占的地位」が生ずること自体は、経済のルールとして、あるいは経済状態のあり方として好ましくないんだというのがこの法律の趣旨であらうと私は理解をいたすわけでございますが、その場合にも企業の分割ということはでき得れば避けたい方がよろしいが、しかし、他の方法があるのかないのかというところにつきまして——この法律の条文によりまして他に競争を生ぜしめ得るような方法があるのかないのか、ない場合には恐らく企業分割の命令が出るか、あるいは得ると理解するわけでございますけれども、他に競争を起さざる条件とはどういふことがあるんだということをお尋ねいたしたいということが第一でございます。

関連いたしましたして、その市場への新規参入が非常に困難だということが一つの条件になっておりますが、その段階になってしまふ以前に、そういう独占的な状態が起ることが当事者の意図にかかわらず好ましくないとすれば、新規参入の可能な条件をつくることによってその状態を避け得るのじゃないかということ、そういう状態が起つた場合において他に競争を再び起さざることをできる方法ということとの関連があるような

気がいたしますので、あわせて、事務当局から結構でございますが御答をいたしたいと思ひます。

○大橋政府委員 八条の四の規定の趣旨につきましては、先生御指摘のとおりでございます。それは、競争を回復するに足りると認められる他の措置があればそれに譲る、公正取引委員会の命令は最後の手段であるということでございます。この「他の措置」にどんなものがあるかということでございますが、先生の御指摘になりましたような新規参入を可能にするような条件をつけること、たとえば特別の産業につきまして税制上の配慮をするとか、あるいは政府の融資をつけて新規参入を促進するというような措置も当然あるかと思ひます。さらに、輸入の制限、制限的関税のようなものによって競争が阻害されているというような状態の場合には関税率の引き下げというふうな立法措置も講ぜられると思ひます。

そういういろいろな手段は、これは政府の行います手段もございまして、たとえば閉鎖的な流通機構を開放していこうというようなことを事業者がみずからすることもありません。また、この事業者の措置については行政指導によって行われても当然差し支えないわけでございます。こういうふうな競争条件を整備するという手段がいろいろな方法で考えられていくということを前提にした規定になっておるわけでございます。

○辻委員 たいだいまのお答えと関連いたしますが、ちょっと観点を交えますが、この独占禁止法というのは、たとえ不当な制限的行為であるとか独占的行為であるとかいろいろなことについて、従来の規制の仕方というのは、当該の事業者なりあるいは事業者団体の個々の違反行為をとらえて、これを是正させるというやり方で行われておつたと思ひます。その意味で、これはそのときの政府の経済政策とか産業政策以前の問題としてのルールだというふうな思つておられます。政府各省が直接所管しないで独立の委員会に所掌させておるといふことも恐らくそういう趣旨では

なからうかと思ひますが、政府が扱わないで独立の委員会に所掌させたという法律の趣旨につきましては御答をいたしたいと思ひます。事務当局で結構でございます。

○大橋政府委員 独占禁止法の規定自体の趣旨は、先ほど申し上げたとおり、その最後の手段として八条の四というものを考へておるわけでございます。しかし、全般的に自由かつ公正な競争を維持していくという職務は公正取引委員会の職務でございます。これが競争政策を推進していくための行政官庁の行ひますいろいろな行政あるいは政策というものと調整を保つていかなければならないことは事実でございますけれども、最後の手段として個別の企業についてのいろいろな手当てをしていくという場合に、これは一般の行政官庁が行うのがよいのか、公正取引委員会のような合議制の委員会が行うのがよいのかというふうな判断を加えました結果、個別の企業の取り扱いということになれば、やはり独立性を保つた機関に行わせる方が適當ではないかというふうな考へておるわけでございます。

○辻委員 その意味で、その時点、その時点における産業政策の問題、経済政策の問題ではなくて、経済社会における基本的なルールである、したがつてそのルールというのは自由裁量の幅のあるものじゃなくて、法律で禁止された独占的行為なり、あるいは法律で決められた客観的に判断できる独占的な状態というものをとらえてこれを処理する意味であるから、むしろ時の政治と一応独立した行政委員会でおやりになるんだというふうな私には理解をいたしておりますが、それでよろしゅうございませうか。

○大橋政府委員 この規定が法律の厳正な適用というふうになっておりますのは、先生御指摘のとおりでございます。

○辻委員 そういう意味でありますと、実は、その以前の八条の四に戻りまして、独占的な状態を生ぜしめることを避けるためにはどうするか、また、生じた場合には——この条文によりまして、

「競争を回復するに足りると認められる他の措置」が講ぜられればよろしいと言っておりますが、これはすでにそのときには独占の状態が生じておることが前提になっておると私は条文上解釈するわけでございますが、そうではなくして、その生じた段階になればどのような措置をとるか本来は公正取引委員会の問題であるのに通産大臣に通知をする、平たくは協議をするというような伝え方をされております。

そういうことになる、ルール違反かどうかというのを判別するに時の産業政策の主管大臣が介入、関与することが果たしているのかどうかということについては若干の疑問があるような感じがいたしますが、いかがでございますでしょうか。

○藤田国務大臣　そういうふうな独占の状態というものは長期にわたって徐々につくりだされてくるわけでございます。いよいよ独占の状態、すなわち弊害を伴っている、公正取引委員会におかれて四十条を発動して強制調査にも踏み切ろうかという、そういう時点において主務大臣に通知をなさるということでございます。

この法律の基本的な考え方は、公正取引委員会が強制調査あるいはその他の強制的な手段によって競争状態なり弊害を除去しようというのが何も基本的精神ではないのでありまして、自主的にその企業がそういう方向に進まないように、弊害を生じないようにしていただくのが基本精神でありますから、そういう意味合いにおきましてこういうふうな規定が設けられ、常にその規定を照らし合わせて各企業が自衛をされていくというのを期待しておるわけでございます。

○辻委員　ただいまのお話は一般的にはごもっともだと私は思うのですが、この独占の状態につきましては、先ほど萩原委員からも御指摘がありましたけれども、当該の企業が技術革新あるいは経営の合理化なりいろいろな努力をした結果、市場の占拠率が高くなること、このことは、当該企業にとりましては、自衛するとかせぬとかいう問題ではないのじゃないかという気が私はい

します。そういうことから考えますと、その他のここに書いてございます要件、つまり、新規参入が困難であるとか、あるいは次の相当の期間とか、需給の変動とか、供給費用の変動に照らして価格の上昇が著しいとか、あるいは低下が僅少であるとか、これはその企業の価格支配的な行為があったからそうである場合もありましょう、そうでなくて市場事情でそういう状態である場合もあるのじゃないか、しかし、そうである場合に分割をさせなければならぬというのは、これは別途なこちらの方の、国の方の経済のルールのあり方としてそういう状態は好ましくないから、意図にかかわらず分割を命ずることがあるんだという仕組みではないか、そうであるとするれば、そういう独占の状態にさせないためには、先ほどお話ししたようないろいろな手段によって、その新規参入を困難にしておる条件を緩和することによって独占の状態をつくらないでいい、むしろ新規参入の困難な条件を緩和することの方が産業政策として大事なんじゃないか、競争を維持させるためにも結果的には大事なんじゃないか、した

がって、そのことについて、企業の方は努力した結果占拠率が上がることは悪ではないんだ、しかし、国の政策としては、そういう状態を生ぜしめて、企業分割というふうな異例な、企業の組織そのものに介入する手段を避けるためには、それ以前に政策について、先ほどの競争を回復させる手段といったことも関連しますけれども、こういう面についての御努力を通産当局にお願いをするべきなんじゃないか、こういうふうな考えをわけですがいかがでございますでしょうか。

○濃野政府委員　ただいまの先生の御指摘の点は私どももまことにごもっともな御指摘だと思っております。

実は、今回の独占禁止法の改正は、これは一つは大きくは寡占問題に対する取り組みの問題でございますが、私どももいたしましたも、こういう事態が来る前に、日本のそれぞれの業種、それぞれの産業はどうあるべきかということをやることが

まさに産業政策の目的であろうと思っております。たとえば新規参入問題にいたしましても、もし寡占の弊害が出るか、あるいは将来起こり得るといふことになりますれば、そこで対抗企業を政府の手で育成するとか、これはいわゆる新規参入ではないかもしれないませんが、産業の再編成というところで対抗企業をつくるという問題とか、それから新しい技術がその分野で開発されれば、要するに新しい技術ができませんとそこでまた非常な競争が起こり得るわけでございますから、そういう技術開発に対する助成をやる。

それから、先ほど大橋審議官の御答弁にありましたように、関税政策の運用あるいはいまの外資の導入等もフリーにはなっておりますけれども、つまり、外資政策の問題等々、産業政策の面で大きい取り組み問題があると思ひまして、私どももそういう問題意識を持って対処をしていきたい、こういうふうな考えをしております。

○辻委員　次に、十八条の二の「価格の同調的引上げ」に関連してお尋ねをいたしたいと思います。

この点につきましてはこの委員会においてずいぶん論議は尽くされておるようでありますけれども、私も、価格というものが同一市場においてほぼ類似の金額において決められる、あるいは類似の動きをするということはこれまた当然のことであると思ひます。しかしながら、従来の価格の動きの中にはいわゆるやみカルテル的なものがある、価格が同時的、あるいは類似の金額で引き上げられるということがあったことも私は否めなれないと思ひます。そこでこういう規定をつくられたものだと思いますが、「三箇月以内」という一つの物差しがつけられて、これが一つの法律の規制の対象になるかならないかの判断として「三箇月」というものが使われておるように思ひます。

これは技術的にどこかで線を引くのでございませうからやむを得ぬかと思ひますが、この「三箇月」の根拠につきまして事務当局からお答えをいただきたいと思います。

○大橋政府委員　これを「三箇月」にいたしました理由というのは、どのくらいで切つていいのかわかりませんが、「同調的」という以上、非常に短い期間に行われる場合もございまして、ある程度意識的に間を置きまして行われる場合もございまして、けれども、まあ大体四半期というのを見た場合にその程度で区切つてよからうというふうな、結局そういう程度の問題の判断でございます。

○辻委員　妙な例ですが、夏場にあるビール会社がビールの値上げをしたら、ほかのビール会社は三カ月待たないで値上げをする、これに引かかるとなる。こういう結果になるといふのも常識的に見ると何かおかしい。しかし、これも一つのとらえ方でありまして、これがいけないということもなれないと思ひますが、その場合に、該当した場合の取り扱いは、価格引き上げの理由の報告ということに法文の上ではなっております。それで、この理由の報告というのとはどの程度のことを期待しておられるのか。この規定の趣旨から言うと、恐らく、何らかの相互の意思の疎通のもとに、価格支配の意図を持ってやつたかどうかということをお確かめになるために報告をおとりになるという趣旨であろうと思ひますが、その際に原価が外に漏れるのではないかと、これを企業者の側が非常に警戒をしておられるように伺っております。これは参考人の公述の中でもそういう御意見があったと思ひます。

それで、これは一つの例でございますが、税務署がいろいろな企業の税金の捕捉のために御調査になります、だからといって企業の中の秘密を国家公務員は漏らしてはならない。これは当然のことであつて、一般的に言うと、税務署の調査を受けたから企業の経理内容の細かいところが外に漏れるというふうには、国民は好んではないけれども、理解をしない。ところが、この問題については、事が重要でもありましようけれども、この報告によって原価が公表される結果になつてしまふということを非常に警戒をした御意見が多

そこで、一つお尋ねしたいのは、どの程度のものをおとりになるか。これはいろいろなケースがあると思います。しかし、それが外に漏れるのではないか、外に公表されるのではないかと、いろいろに世間からとられておられますが、私も理解に苦しむわけですけれども、公表されるという積極的な御意図があるのかどうかということもまたお尋ねしたい。

同時に、国会に対する報告というのがこの条項に関連してございまして、その国会に対する報告というの事は次第に応じては必要だと私は思いますが、国会の公開の場で原価を報告されれば、これは当然原価が漏れることになりません。

その辺を含めまして、どういふ報告をおとりになるのか、あるいは企業の原価というふうなものは機密的な事項についてどのようなお取り扱いをなさるのか、法の趣旨につきまして御説明をいただきたい。

○水口政府委員 お答えいたします。

まず、十八条の二によりまして報告の徴取でございますが、何を徴取するかということでございますが、まず、価格の引き上げ状況の報告を求めます。そして、その場合には、建て値その他標準的な価格による引き上げ前の価格はどうであったか、そして引き上げた価格はどうであるか、それから平均的な引き上げ率等がどうかであるか、というふうなことを徴取いたします。それから次が価格引き上げの理由でございます。どういふ理由で価格を引き上げたのか、それを徴取いたしまして、それについては参考資料等も出していただきたいと考えております。

そこで、先生がただいま申されましたところの、原価にわたるようなことについての報告を徴取した場合に、それが外に漏れるのではないかと、いろいろございまして、御承知のように、国家公務員には守秘義務の規定が公務員法に書いてございまして、独禁法は三十九条でさらにそれを加重しております。また、四十三条の規定でも、公表する場合には事業者の秘密を漏らなければなら

ないということが書いてございます。そういう規定の趣旨からいたしまして、こういった企業秘密が外に漏れるということとは万々ないと思っております。

それから、国会への報告でございますが、われわれ年次報告と普通呼んでおりますが、そういう文書を毎年国会に提出しております。そして、それに記載する場合にはやはり国民にわかるように書かなければならないと思っておりますが、いやしくも企業の秘密にわたるようなことを年次報告に書くということとは適当ではございませんので、それはそういうことのないように注意をいたしたいと思っております。

○辻委員 公取の委員長さんに御質問をいたしましたのですが、先ほどの独占的地位についての判断の、特にこれはそういう状態が生じておるかどうかに、特に二条七項三号ですね。「当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であり」となっておりますが、この辺についてはなかなかデリケートな判断であるかと思っております。恐らくこれはいわゆる自由競争な判断じゃなくて、この法に照らした一つの物差しを持った判断であることは当然であるかと思っておりますが、先ほど出ましたように、この判断をするときには通産大臣に通知をするというふうな規定が入っておりますのでござい

ます。その規定の趣旨が、先ほどもちょっとお尋ねしかけたのですが、ややあいまいな点もあると思っておりますが、この判断が経済政策と不可分である。つまり、時の政府の経済政策によって非常に左右されるということであると独禁法としてはおかしいのじゃないかと、私は個人的にそのように考えるわけではあります。

と申しますのは、これは野党の方にしかられるかもしれないが、わが自民党の方の政府が担当しております場合と、あるいは非常に革新的な、反資本主義的な考えの方の方が仮に政府を担当しております場合があると仮定をいたしました場合に、その判

断によって独占的な状態であるかどうかということも左右されることがあるとすれば、それは独禁法のたてまえとしておかしいのじゃないかと思っております。むしろ政府の政策としては、先ほどお尋ねいたしておりますように、そういう状態が起らないような、新規参入可能な方法であるとかいろいろの政策をわが自民党政府としておとりになると思っております。そういうことと、その公取の判断に対して非常な心配を一般の民間の者が持つておられるわけです。それから、先ほど御質問しましたので明らかになりましたけれども、価格の同調的値上げというものに対する報告の聴取ということについても、どんなことまでやられるのかわからぬという心配を持つておられる。これは委員長さんにはなはだ失礼なものですけれども、委員長さんに対してというよりも公取に対してそういうことを言いつつ中でおられることは事実であります。参考人の公述の中にも、えんきよくでありまして、参事人というふうな口ぶりを察することができたように私は思うのであります。

そういう意味で、これは当該の相手方から見れば余り好ましい仕事でないからやられる方が好まれない。税務署とか監督署とかいろいろございまして、そういう一般的な問題であればこれはやむを得ないと思っておりますが、何かそれ以上の不信感があるように思っております。私が疑い過ぎるのかもしれないけれども、そういう点について公取の委員長さんの御所見を承りたい。

〔中島(源) 委員長代理退席、山崎(拓) 委員長代理着席〕

○澤田政府委員 独占的地位についての判断について立件調査をいたす前に主務大臣に通知をするという問題でございますが、これは非常に重要なことでございますので主務大臣の意見を伺い、それについての意見をいろいろ述べていただくということは非常に参考になってよろしいのではないかと私は思いますが、反面、先ほどのように、そのときの産業政策によって公取委員会の職権行使の独立性との関連はどうかという問題があるわけ

でございますが、これはいやしくも主務大臣の意見でありますから尊重することは当然でありますけれども、最終的な判断は、独禁法二十八条の「職権行使の独立性」によって公取が独自に総合的に判断するということは申し上げるまでもないところでございまして。

また、十八条の二の「報告」の問題でございますが、これも報告を大体どういふ要件でどの程度とるかということとは先ほど審議官から申し上げたとおりでございます。しかも、とった報告について企業の機密にわたるものは公表しないということでございます。必要な報告をとり、それを法の定むるところによって処理するということでございます。私ども、特にそれについての一般の御懸念はないものと考えますけれども、ただいまの御質問のニュアンスで、公取は一体何をやるかわからぬといったような御懸念が一般にあるとすれば、これは私はこの際申し上げておきたい一点でございますが、私は公正取引委員会に入りまして一年余になりましたが、日々の独禁行政のあり方につきましてつぎに検討いたしますが、先ほども申しましたように、公正取引委員会というのは行政官庁としては特別な制度、組織を持つておりまして、五人の委員の合議制ということによって一貫した方針で日々の行政を処理いたしておるわけでございます。これは非常にいい制度だとい

うことを私は感じております。したがって極端な意見は通らない制度になっておるのであります。その点は私も一般の御理解を得るよう努力しなければなりません。一般の方々もその点を御理解いただければというふうに感じておる次第でございますので、つけ加えて申し上げる次第でございます。

○辻委員 最後に、ちょっと角度を変えて通産御当局にお尋ねをいたしますが、独禁法では当初なかつた規定が途中で加わりまして、必要な場合には不況カルテルなり合理化カルテルをつくる道が開かれておる一方、いわゆる行政指導による勧告操短というふうなことが一時非常にたくさん行わ

れておったわけでございますが、これはたてまえはもろん私的な独占でも何でもなくて、行政官庁が経済政策、産業政策上御指導になることでございませうけれども、結果的に非常に類似な状態を呼び起こすのであります。

この点については、最近そういう操短その他の事例がございましたらそれを、あるいはその理由につきましても簡単に御説明いただければありがたいと思ひます。

○濃野政府委員 御指摘の勧告操短でございますが、昭和二十六年にいわゆる綿紡の勧告操短を始まりました後、鉄、化学工業の一部、紙パルプ等につきまして幾つかの例がございませうが、いわゆる勧告操短は昭和四十一年に全部廃止をいたしました、その後は勧告操短は実施しておりません。

ただ、今回の不況期に、基礎資材、特に化学工業品の一部につきまして、その業界の実態について、特にその製品を受ける側の需要側と申しますか、それを原料として使う業界が非常な中小企業ではございませうということから、勧告操短ではございませうけれども、四半期別の生産の数量を一つのガイドラインとして示したということをして若干の品種について行いました。しかし、これも昨年の第一・四半期で全部やめております。

最近の不況事態に対処しまして業界でいろいろ動きがございませうが、これは原則として不況カルテルで、正式に申請をし、公正取引委員会の認可を受けて不況カルテルを実施するという事で私どもは業界を指導しております。

○辻委員 原則として、そういう必要がある場合には本来独禁法に定められた不況カルテルなりなんなりの手続によってやるべきであるという、そういうお考えであると考へてよろしゅうございませうか。

○濃野政府委員 そのとおりでございます。

○辻委員 いろいろ御質問を申し上げましておおむね了解をいたしました。この法律の立法の趣旨なり、理由なり、あるいは私なりに理解をいたしました背景にある国民の要望と申しますか、特

に、自由な競争を基本とした日本の経済社会において大企業がルールを守って活動すること、そのことがまた日本の国民経済なり国民生活に非常に貢献してきたというふうには思ふわけでございませう。そういう意味で、私は、この法律がまた今日の事態に即して速やかに成立することを望んでおる者の一人でございます。

同時に、私はいろいろお尋ねいたしました。が、この運用につきましても、重要な問題でありませうだけに、いわば本来のルールだから別に気がねをしないで堂々とルールを守る行政をやっていた。だいたい。そのことがむしろ自由経済ルールを確立し、それについての国民の信頼を回復する上にきわめて重要であると私は考へるわけでございませう。

同時に、また、規定によりましては若干技術的にむずかしい規定があり、私も不勉強でわかりかねる点を幾らかお尋ねいたしましたけれども、そういう意味の運用がいわば角をためて牛を殺すようなことであつてはならない。本来そういうことではないと思ふのですが、そういう御配慮をいただいて、この法律が速やかに成立して適正な運用がされることを最後に希望いたしました。私の質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○山崎(拓)委員長代理 次回は、明十一日水曜日、午前十時理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

昭和五十一年五月二十六日印刷

昭和五十一年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F